

令和6年度 大田市社会福祉法人指導監査の実施結果の概要

1 実施時期

令和6年9月から令和7年1月まで実施

2 一般指導監査（実地監査）

| 法人数 | 実施数 | 文書指摘法人数 | 文書指摘率 | 文書指摘件数 |
|-----|-----|---------|-------|--------|
| 15 | 5 | 2 | 40.0% | 6 |

3 特別監査

実施なし

4 指導監査の実施体制

地域福祉課福祉監査係職員により実施

5 指導監査における留意事項（実施方針）

令和6年度の指導監査に当たっては、次の事項に特に留意して実施した。

- (1) 関係法令、通知、定款及び諸規程の遵守とガバナンスの確立による適正な法人運営及び円滑な社会福祉事業経営の確保
- (2) 社会福祉法人の運営に係る経費の適正な執行管理

6 指導監査結果の概要

- ・法人運営に大きな影響を及ぼすような不適正な事項は認められなかった。
- ・各法人の改善を要する事項については、1ヶ月の期限を付して改善状況（改善計画）の報告を求め、挙証資料による改善状況の確認を行った。

7 主な指摘事項（文書による指摘）

- ①理事会の招集通知が理事会の日の1週間前を下回る日に発出されている。
- ②理事会の権限である法人の業務執行の決定について、理事に委任する事項が定められていなかった。
- ③理事会の決議に特別の利害関係を有する理事が議決に加わっていた。
- ④重要な役割を担う職員の任免が理事会で決議されていない。
- ⑤固定資産管理責任者の任免がされていない。
- ⑥社会福祉事業の用に供する資産は、基本財産として定款に記載し、財産目録の基本財産と一致する必要があるが一致していなかった。